平成２３年（フ）第６３４号
京都市西京区大原野東竹の里町３丁目１番地67棟504号
債務者　井上麻矢こと西麻矢こと南香織こと李　哲姫
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６６９号
京都市左京区高野玉岡町39番地　カーサエステ302号
債務者　杉原　玲子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７２７号
京都市伏見区醍醐上山口町18番地１　醍醐ハイツ307
債務者　島田　愛美
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７３２号
京都市山科区東野狐薮町20番地76
債務者　古居　瑞穂（旧姓久保田）
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７４２号
京都市上京区今出川通小川西入中小川町241番地
債務者　伊　香織
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７４６号
京都市左京区田中古川町10番地２
債務者　前野　惠子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７１号
広島県呉市阿賀北１―15―45、住民票上の住所広島県三次市下志和地町696番地８
債務者　河野　圭吾
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第７６号
広島県呉市焼山東３丁目７番８号
債務者　二井内ノブエ
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第９８号
広島県福山市新市町大字戸手623番地１、旧住所広島県福山市新市町大字相方393番地２フォーレスオダＡ101
債務者　冨岡　貴志
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１０７号
広島県福山市西新涯町１丁目26番１号
債務者　小畠　直樹
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１１６号
広島県福山市草戸町４丁目25番９号、旧住所東京都豊島区上池袋１丁目18番27号　アクセス上池袋407号
債務者　岩山　真也
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１１９号
広島県福山市松永町１丁目16番地１　井上アパート２―203、旧住所広島県福山市神村町4424番地の26
債務者　山口　洋子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１２５号
徳島県鳴門市大麻町川崎字川縁786番地10
債務者　濱垣　成美
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３０号
徳島市伊月町６丁目５番地―803号
債務者　大津　正明
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３４号
徳島県吉野川市川島町桑村318番地55　グリーンハイツ島田403
債務者　川仁　健次
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４２号
徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前150番地１　カサ・コモダＰＡＲＴ３―210、旧住所大阪府東大阪市日下町８丁目３番32号
債務者　増田　和正
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　徳島地方裁判所民事部